

緩衝帯等の整備

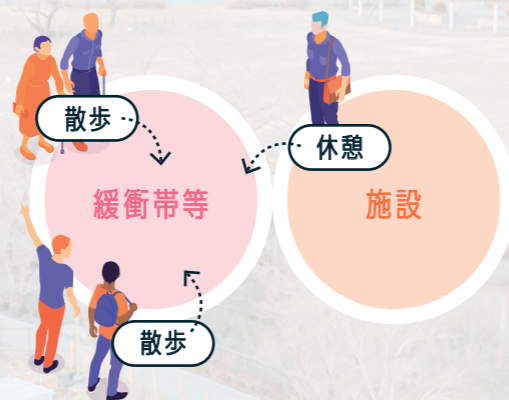
立川市クリーンセンターたちむにいの施設整備にあたっては、「立川市新清掃工場整備基本計画」で新清掃工場が目標としている施設のあり方を実現するために、「災害時の後方支援機能」、「環境学習機能」及び「周辺のみどりとの連続性の確保」等を施設と一体となって担う『緩衝帯等』を敷地の北側に設けることとしました。

この緩衝帯等は、環境や景観を保全する従来の役割を果たしつつ、立川市クリーンセンターたちむにいが担う、地域の防災拠点や環境学習等の役割をより高めます。それらの役割を通して、地域と施設をつなぎ、地域の人々が集うテラスのような場所を目指すとともに、施設と一体となって「循環型社会」や「持続可能な開発目標(SDGs)」を実現します。

憩い

立川市クリーンセンターたちむにいは、ごみを処理する、防災拠点となるだけでなく、誰もが気軽に訪れることのできる場所です。

緩衝帯等は、そんなたちむにいの一部として、地域の住民が散歩や休憩等、新たな日常生活の中で利用することができる「憩い」の空間を創出します。



みどり・環境

緩衝帯等は、立川市クリーンセンターたちむにいの周辺環境を保全するとともに、地域の景観や生態系の連続性の確保にも寄与することが求められます。

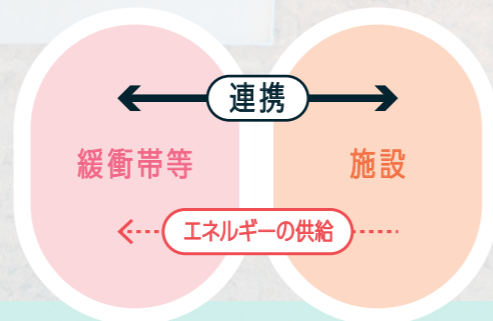
また、たちむにいは「循環型社会」や「持続可能な開発目標(SDGs)」の実現に向けた環境学習を行うため、緩衝帯等においても、施設や地域と連携した環境学習を行うことのできる、うるおいのある「みどり」空間を創出します。



防災

立川市クリーンセンターたちむにいは、地震等の災害時においても稼働し、災害廃棄物を処理するだけでなく、電力等のエネルギーを供給することで、地域の防災拠点として機能します。

緩衝帯等においても、災害時には施設と連携して「防災」機能をより高めることを目指します。



ゾーニング

敷地周辺の概況等をふまえ、導入機能の配置を検討し、ゾーニングを設定します。

広場

休憩やイベント、災害時利用、駐車場等の多様な活用ができるよう、中央部にまとまった広場を確保します。

エントランス

敷地外周の動線をふまえ、敷地に気軽に立ち寄ることができるよう、エントランスを都市計画道路国営公園西線側に2箇所、残堀川遊歩道側に1箇所設けます。

緑地帯

周辺のみどりの連続性や景観の調和を確保するため、敷地周囲に緑地帯を確保します。

動線

平常時、災害時ともにエントランスから施設への経路となる動線を主動線とします。

緩衝帯等内を散策できる動線を補助動線として確保します。

